

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地震・津波災害

当町に影響する地震のほとんどは、日本列島の太平洋沿岸に沿って走っている環太平洋地震帯のうち、地震活動の活発な三陸沖の地震帯に起因している。近年の大規模地震としては、昭和53年6月宮城県沖地震、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震(M7.2)、平成23年3月11日の東日本大震災(M9.0)等が挙げられる。

当町に影響する津波は、三陸沖の地震帯で発生する地震に伴って襲来するものがほとんどである。近年における津波としては、昭和35年のチリ地震津波、平成23年3月11日の東日本大震災による津波が挙げられる。

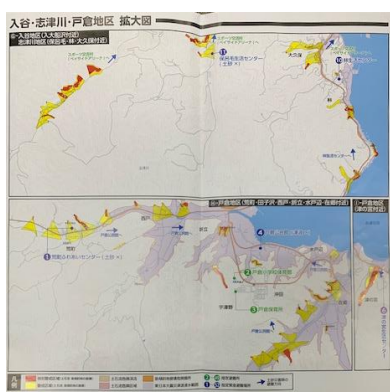
県及び町では、被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のM9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生したため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める必要がある。

2) 風水害等

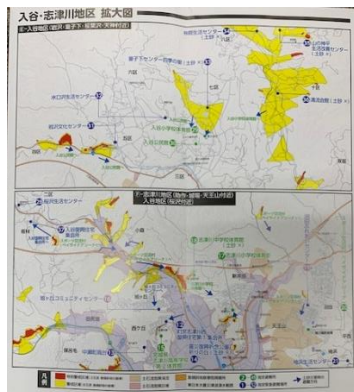
当町では、風水害等による被害は比較的少ないが、近年台風の発達や異常気象による前線活動の活発化、高潮災害が想定される。特に、一端豪雨があれば浸水や土砂災害が発生するリスクが高まる。

風水害等の災害による被害影響を多く受ける地域に立地している御前下地区の当会会員事業所は10事業者である。他の警戒地域についても事業者は点在している。条件によっては浸水することも予想される。

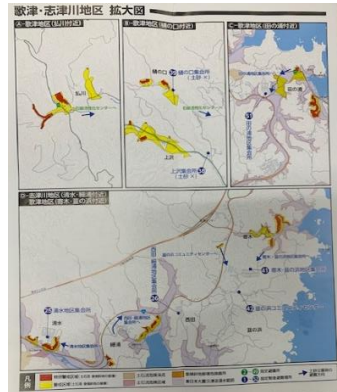
南三陸町防災マップ



入谷・志津川・戸倉地区



入谷・志津川地区



歌津・志津川地区

(南三陸町土砂災害 特別警戒区域・警戒区域拡大図より)

3) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和4年12月現在）

管内事業者数

商工業者数（A）	447
内小規模事業者数（B）	378
※小規模事業者数割合（B/A）	84.5%

南三陸商工会独自調査による

上記、管内事業者数「業種別状況」の商工業者数は、\*平成28年度経済センサス-活動調査より産業分類のA：農業、林業及びB：漁業以外の「非農林漁業」を抜粋している。なお、小規模事業者数は「C：鉱業、採石業、砂利採取業」「D：建設業」「E：製造業」「F：電気・ガス・熱供給業」「G：情報通信業」「H：運輸業、郵便業」については従業員20名未満、それ以外の「I～R：卸売業、小売業、サービス業」については従業員5名未満を小規模事業者としている。

業種別状況

業種	商工業者数	内小規模事業者数	備考
農林漁業	26	26	沿岸部・山間部に分散
鉱業、採石業、砂利	0	0	
建設業	96	88	町内全域に分散
製造業	79	66	多くは市街地に商工団地として集約している
電気・ガス・水道業等	1	1	市街地に多い
情報通信業	2	2	市街地に多い
運輸業、郵便業	14	11	町内全域に分散
卸売業、小売業	120	90	町内全域に分散
金融業、保険業	5	2	市街地に多い
不動産業、物品賃貸業	4	2	市街地に多い
専門・技術サービス業	3	3	市街地に多い
宿泊・飲食業	46	42	町内全域に分散
生活関連サービス業	25	25	市街地に多い
教育・学習支援業	2	2	市街地に多い
医療・福祉	3	3	市街地に多い
複合サービス業	1	1	市街地に多い
その他サービス業	20	14	町内全域に分散

南三陸商工会独自調査による

(3) これまでの取組

①南三陸町の取組・防災計画の策定・防災マップの作製・防災訓練の実施・防災備品の整備・避難所用備品の備蓄・避難所運営マニュアルの作成・職員災害初動マニュアルの作成・防災行政無線（デジタル化）の整備・防災情報のメール配信・自主防災組織の育成・防災士、防災指導員の育成・民間事業者及び自治体との災害時応援協定の締結。

②南三陸商工会の取組・事業者BCPに関する国の施策の周知・県主催の事業者BCPに関するセミナーの周知・大規模災害対策マニュアルの策定・災害復旧補助金の申請支援、フォローアップを行う。

## II 課題

災害対策としては、事業者BCPについて基礎的な知識は有するが、事業者BCPの策定に特化するには至らず、情報収集が十分とは言えない状況である。また外部専門機関との連携関係が不十分であり、災害対策具体案（共済、保険の加入）について提案するには効果的な連携関係の構築が急務であると考えられる。また、事業者に対する取組内容としては、事業者BCPに関する国の施策および関係機関のセミナーの周知にとどまっており、情報提供の方法についても改善の余地が大いにある。南三陸商工会で把握している限りでは事業者BCPについて策定したという例も数少なく、策定支援実績が乏しい状況である。また、本支援計画策定時点で流行している新型コロナウイルス感染症について、流行以前のように事業を行えなくなった事業者も多くおり、支援体制の強化が求められている。

## III 目標

災害発生前対応策として、行政や保険会社等の専門機関と連携し支援体制を強化したうえで、町内事業者に災害リスク対策の重要性を周知、事業者BCP策定支援を行い、事業者の理解促進を目標とする。災害発生後対応策として、大規模災害対策マニュアルを基礎とした対応方法についての理解徹底を目標とする。また、新型コロナウイルス感染症にかかる事業者の状況をふまえ、実態に合わせた支援を行うことを目標とする。

### ①南三陸商工会における情報収集および支援ノウハウの構築

国や県等行政機関における施策について、町と協力し情報収集するとともに、事業者BCP策定支援事例等の情報と地区の特性についてのデータを活用し災害対策支援能力の向上を図る。

### ②関係機関との連携体制の構築

行政と災害対策における具体的対策について、必要に応じ保険会社等とも連携し、提案メニューの充実を図る。

### ③事業者への災害対策関連情報の周知

郵送での情報提供やセミナー等の説明会を通して情報の発信を行い、事業者が災害リスクに気づききっかけを創出し、事前対策の必要性についての認知促進を図る。また、事業者の災害対策に関する知識の向上を目指す。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

南三陸商工会と南三陸町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前対策 >

南三陸商工会における「大規模災害対策マニュアル」や南三陸町における「地域防災計画」との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう、以下のことを実施する。

#### ① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・商工会職員の巡回訪問時や窓口指導時に、南三陸町発行の防災マップ等を利用し事業所立地場所の自然災害等のリスクについて把握する機会を提供し、全国商工会連合会発行のリスクチェックシート等を用いその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・南三陸町の広報紙や、南三陸商工会より随時送付しているお知らせ、ホームページ等を利用し、国の施策の紹介、事業者 BCP 策定の事例等について情報提供を行う。

・事業者に対し、事業者 BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家による事業者 BCP の概要や行政の施策等について、普及啓発セミナーを主催する。

・新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、常に新しい情報を入手し冷静に対応することを事業者にも周知する。

・感染症対策として、マスクや消毒液等の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT活用のための情報や支援策等を事業者にも提供する。

#### ② 南三陸商工会の事業継続計画

・東日本大震災や令和元年台風19号等での被害を教訓とし、事業継続計画である大規模災害対策マニュアルを策定し、運用している。毎年度初めに更新しているため、状況に応じ修正を加え、事業実施期間中においても運用を継続する。

#### ③ 関係団体等との連携

・南三陸商工会で事業者の状況を確認。専門機関の協力を仰ぎ、事業所のリスク管理の度合いに応じた具体的対応策の紹介を実施する。

・関係機関への普及啓発依頼を行う。

#### ④ フォローアップ

・事業者 BCP を策定した事業者の取組状況を確認し、実情に合わせ修正等を行い、計画のブラッシュアップを図る。

#### ⑤ 当該計画にかかる訓練の実施

・南三陸商工会と南三陸町の職員間で、状況を踏まえて必要に応じて防災推進会議を行うこととする。南三陸商工会と南三陸町において、連絡ルートの確認等を行う。

### < 2. 発災後の対策 >

・自然災害等発災時には、人命を第一に考え、そのうえで地区内の被害状況を把握し、関係機関との情報共有を行う。南三陸町に震度6弱以上の地震、または、会長が大規模災害と認めた災害が発生した時は、大規模災害対策マニュアルに基づき「南三陸商工会災害対策本部」を設置する。商工会等職員に新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合は、宮城県商工会連合会より提示されている「商工会等職員に新型コロナウイルス感染症感染者が

発生した場合の対応について」を基に対応する。主に大規模災害発災時及び感染症等感染者が、出た場合の対応について、下記に示す。

南三陸町では、自然災害等発災時には、地域防災計画および職員災害初動マニュアルに基づき業務にあたる。同マニュアルの配備基準より「災害対策本部」等設置し、情報収集等応急対策を実施する。また、町内で感染症が発生した場合は南三陸町新型インフルエンザ等対策行動計画を基準とする。職員等が感染した場合は町民生活の維持に必要な業務を継続する体制を構築するため、南三陸町が策定する南三陸町業務継続計画を基に、対策を取ることとする。

※南三陸商工会災害対策本部を設置しない程度の災害発災時には、南三陸商工会では職員が窓口となり災害対応を実施し、南三陸町との情報共有等を行う。  
 ※南三陸商工会と南三陸町において情報共有を行う際、南三陸商工会・宮城県商工会連合会間で使用する様式を用いる方法または口頭で回答する方法を用いることとする。

#### 南三陸商工会災害対策本部

対策本部全体	危機管理対応の職場内調整 突発事案の対応 被災会員事業所の状況等の情報収集と発信 基本行動要領の決定と指示
本部長 (会長)	危機管理対応の決定 危機管理対策の全般統括
地区対策本部長 (副会長)	対策本部との連絡調整 危機管理対策の地区内調整 地区内事業所の情報収集と発信 対策本部決定方針の地区への徹底
本部長代行 (副会長)	本部長の補佐 職員の出勤体制の決定 行政及び県連への報告 最優先業務の決定 平時体制移行の決定
副本部長	本部長及び本部長代行の補佐 行政等との調整
責任者	職員の状況確認 (自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等) 対策本部の設営
情報収集担当者	責任者の補佐 役員並びに会員の被災状況調査及び集計 職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集

・ 応急対策の実施可否の確認、発災後1時間以内に職員の安否報告（本人および家族の状況、近隣の家屋や道路の状況、出勤の可否）を行う。その後役員の方針決定を行う。

・ 応急対策の方針決定役職員の安否を確認したのち、南三陸商工会と南三陸町において応急対策の方針を決定する。職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、役割分担を決める。町内小規模事業者の被災状況の把握に努め、速やかに情報共有を行う。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない</li> </ul>

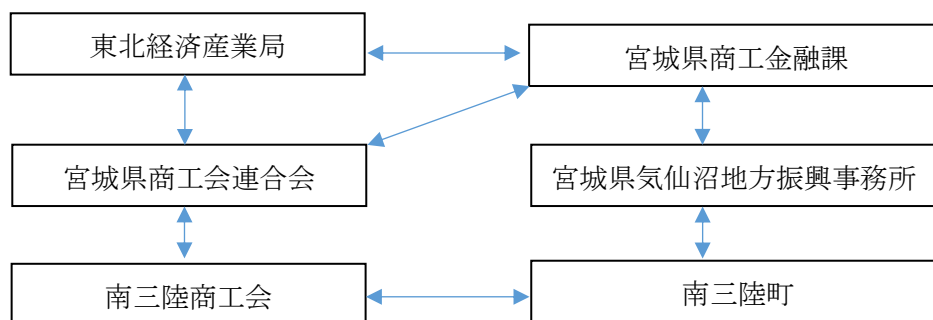
※なお、連絡が取れない地域においては、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、南三陸商工会と南三陸町は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する。
～2カ月	1日に1回共有する。
～6カ月	1週間に1回共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、町内の事業者の被害情報について迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
  - ・二次災害を防止するため、被災地域での活動範囲・内容について決定する機能を持つ。
- 南三陸商工会と南三陸町は、自然災害等による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ決めておく。
- ・南三陸商工会と南三陸町で共有した情報について、南三陸商工会より宮城県商工会連合会、南三陸町より宮城県気仙沼地方振興事務所へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

下記の手順により、迅速な相談窓口の開設および支援を行う。

- ・相談窓口の開設方法について、南三陸商工会と南三陸町において協議を行う。（南三陸商工会は、国の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、必要に応じ事業継続力強化の取組状況や経営状況についても確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知

する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談対応体制をより一層強化し、支援を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会に要請する。

#### < 6. 地域防災計画との連携 >

- ・南三陸町の地域防災計画に基づいて、物価安定や救援物資、復旧資材の確保等について協力する。
- ・南三陸町では、事業継続強化計画を策定した事業者を広報等による周知を検討する。
- ・南三陸町の防災訓練に参加するなど、日頃から連携強化に努める。

#### < 7. 職員に感染症等感染者が発生した場合 >

- ・感染が疑われる職員が発生した場合

当該職員に対し健康電話相談窓口（コールセンター）に相談を指示し、休暇取得を促すとともに、宮城県商工会連合会へ連絡。

- ・濃厚接触者が発生した場合

当該職員に対し保健所の指導等に従い自宅待機を命じ、健康状態及び保健所からの指導等について報告を指示するとともに、宮城県商工会連合会へ連絡。自宅待機期間が終了した濃厚接触者は再度健康状態の確認を行った上で職場復帰させるとともに、宮城県商工会連合会へ報告。事務所内職員全員が濃厚接触者となった場合は、濃厚接触者の自宅待機期間が終了するまで感染者が在籍した商工会館を閉鎖し、宮城県商工会連合会職員の応援及びエリア内商工会の協力を得て相談対応にあたる。

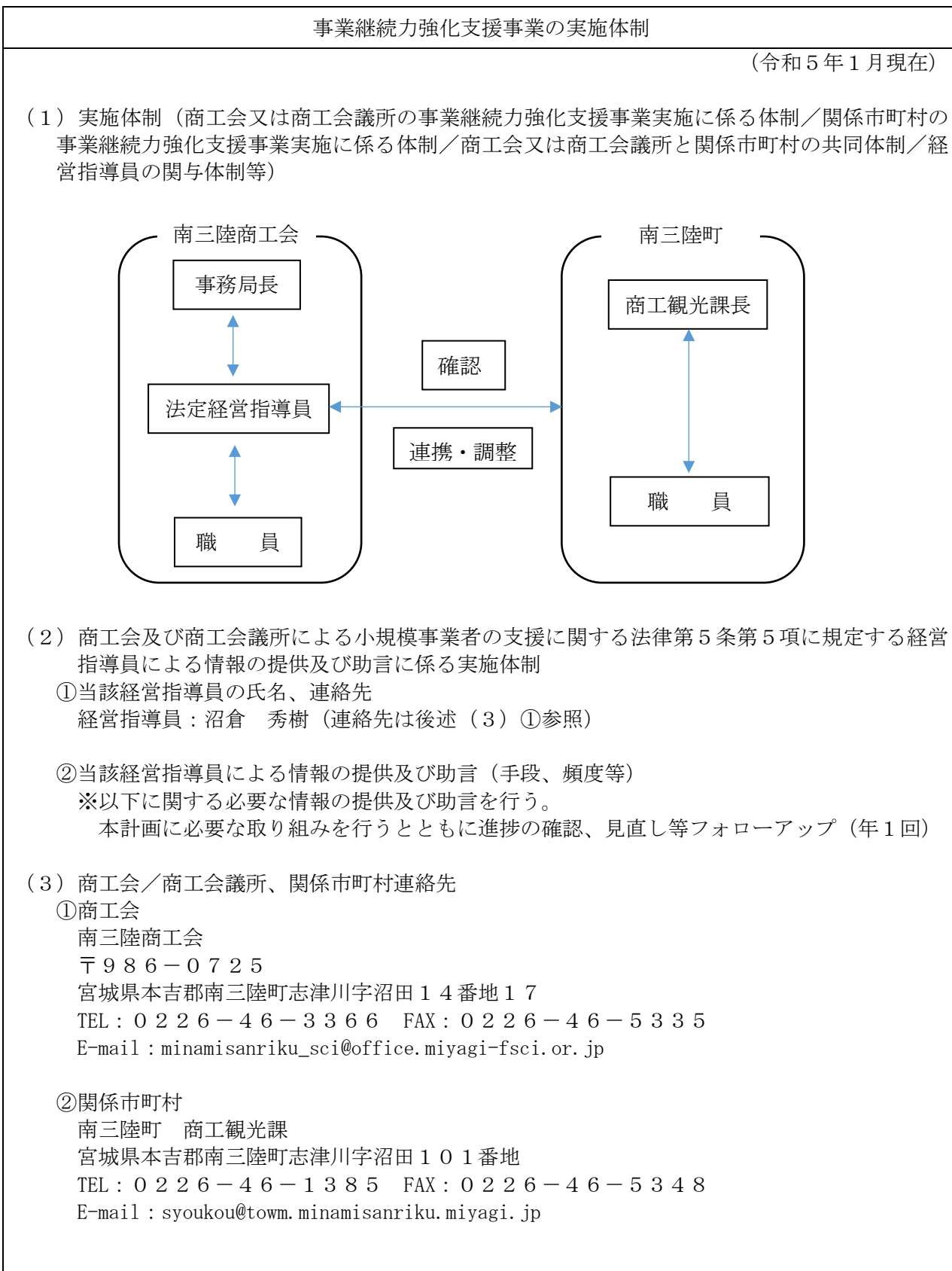
- ・感染者が発生した場合

商工会館の見取り図と個人名入り座席表、感染者の接触者リストを準備し、保健所へ積極的に協力する。

宮城県商工会連合会へ連絡し、事務所内全員が濃厚接触者となった場合は、濃厚接触者の自宅待機期間が終了するまで感染者が在籍した商工会館を閉鎖し、宮城県商工会連合会職員の応援及びエリア内商工会の協力を得て相談対応にあたる。濃厚接触者にならない職員がいる場合は、保健所の指導等による消毒が終了するまで商工会館を閉鎖し、消毒終了後は濃厚接触者にならない職員により業務を再開することとし、商工会館閉鎖期間中は広域連携エリア内の商工会に事務所スペースを借用し、濃厚接触者にならない職員が相談等対応にあたる。治癒した感染者は、職場復帰が可能とする医師の診断書等を確認し職場復帰させ、宮城県商工会連合会に報告。自宅待機期間が終了した濃厚接触者は、再度健康状態の確認を行った上で職場復帰させ、宮城県商工会連合会へ報告。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2) 事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・アンケート調査費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入等、南三陸町補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。